

皆さんのご意見をお寄せください
パブリックコメントを
実施します

パブリックコメントは、町の基本的な政策などの意思決定の際に、広く町民の皆さんが意見を述べられる場を設け、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。
町では、次の計画等について町民皆さんのご意見を募集します。

南三陸町病院建設基本計画（素案）

津波で流失した病院の再建は、町民皆さんが安心して暮らすために必要不可欠なものであり、復興の一助としても期待されております。このため、病院建設の基本的な計画として「南三陸町病院建設基本計画」を策定するものです。

◇担当課 公立志津川病院総務課 ☎46-3664
shibyousoumu@town.minamisanriku.miyagi.jp

南三陸町（仮称）総合ケアセンター
施設整備計画（素案）

「南三陸町（仮称）総合ケアセンター施設整備計画」は、東日本大震災により被災した社会福祉施設のうち、町が行っている保健福祉に関する機能を総合的なサービス提供体制として復旧、構築し、町民の安心、安全、利便性の向上を実現する地域福祉の拠点として、（仮称）総合ケアセンターの施設整備を行うことについて定めるものです。

◇担当課 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601
fukushi@town.minamisanriku.miyagi.jp

「第2期障害者計画」・「第3期障害福祉計画」（素案）

「第2期障害者計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、障害福祉施策の基本的な指針等について定め、「第3期障害福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。それぞれの計画は、これまでの「第1期障害者計画」及び「第2期障害福祉計画」について、障害者のニーズやサービスの利用状況など、直近の現状を踏まえた補正を行うことにより、障害者が地域住民と共に支えあい、自立した生活を送ることを目指す福祉社会の実現に向けた計画を策定します。なお、計画期間は、「第2期障害者計画」は、平成25年度から平成29年度までの5年間、「第3期障害福祉計画」は平成25年度から平成26年度までの2年間です。

◇担当課 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601
fukushi@town.minamisanriku.miyagi.jp

南三陸町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（素案）

南三陸町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画の2つを一体のものとして3年ごとに策定することになっております。高齢者ができる限り要介護状態になることなく、家庭や地域でいきいきと生活が送れるよう、健康づくりや介護予防に重点を置いた施策や事業を推進していくための計画として策定するものです。

◇担当課 保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-2601
koureisya@town.minamisanriku.miyagi.jp

（仮称）南三陸町地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）ほか1件

これまで法律や政省令で一律に定められていた地域密着型介護（介護予防）サービスの人員、設備、運営の基準などについて、地域主権改革一括法により町の条例で定めることとなったものです。

◇担当課 保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-2601
koureisya@town.minamisanriku.miyagi.jp

南三陸町都市公園条例の一部改正（案）及び南三陸町移動等円滑化のために必要な特定公園施設に関する基準を定める条例（案）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正されました。

この改正に伴って、これまで国が全国一律に定めていた「都市公園の設置基準」「公園施設の設置基準」「特定公園施設のバリアフリー基準」について現行基準を参考に地方公共団体が基準を条例で定めることとなったものです。

◇担当課 復興事業推進課都市計画事業班 ☎46-1379
tokei@town.minamisanriku.miyagi.jp

意見の
募集
方法等

- ◇意見を募集する期間 2月1日(金)から14日(木)
- ◇関係資料の公表場所 ・担当課 ・歌津総合支所地域生活課 ・町ホームページ
- ◇意見の提出方法

規定の用紙に意見提出者の氏名、住所を明記し、担当課あてに郵便、ファクシミリ、電子メールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。

※電話や口頭による意見提出はできません。

南三陸町競争入札参加資格審査
申請の追加受付を行います

平成25年度に南三陸町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品・役務等に係る競争入札に参加を希望される事業者の追加受付を行います。登録を希望する事業者の方は、町ホームページ「入札参加資格審査申請」のページをご覧ください。お問い合わせください。

◇受付期間：2月4日(月)から22日(金)まで

◇提出書類：申請書は業種ごとに必ず南三陸町指定様式にて作成し、申請書、添付書類を紙ファイル（業種ごとに色指定あり）に製本のうえ、1部提出してください。（指定様式は、総務課で配布しています。町ホームページでもダウンロードできます。）

◇提出先：総務課財政係

◇資格有効期間：平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)まで

申し込み・問い合わせ 総務課財政係 ☎46-1370

南三陸警察署からのお知らせ

【地域課】 犯罪被害に遭わないために

昨年、船に積まれているガソリンタンクの窃盗が連続発生しています。パトロール強化により犯罪検挙や予防活動に努めておりますが、船舶の所有者の方におかれましても、漁を終え船を接岸する時は、船にガソリンタンクを置きっぱなしにせず、面倒ですが、その都度取り外して、別な場所に保管するようにして被害に遭わないようにしましょう。

また、不審者を発見した場合は早期の110番通報をお願いするとともに、どのような些細な情報でも 構いませんので、犯人に関する情報を警察に連絡していただくようにご協力をお願いします。

「見たままを あせらず急がず 110番」

【交通課】 冬道の安全運転 1. 2. 3 運動

ドライバーの皆さん、まだまだ、朝や夕暮れ時などの通勤時間帯の交通事故が多発する時期です。特に、日陰、橋の上などの部分凍結に気を付けて、冬道の安全運転を実践して、冬道の交通事故防止に努めましょう。

1. 1割、スピードダウンしよう
2. 2倍、車間距離を取ろう
3. 3分、早めに出発しよう

飲酒運転根絶について

昨年、町内において飲酒運転により取締りを受けた人数は7名で、すべて町内居住者です。平成17年の育英学園生徒多数が死傷した交通事故、平成21年の通学中の仙台南高の生徒が亡くなった悲惨な交通事故を思い出してください。

飲酒運転は犯罪です。皆さんで、飲酒運転根絶を誓いもう一度声を出し「飲酒運転しない・させない・許さない」を訴えましょう。



問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

損壊家屋の基礎撤去について

東日本大震災により被害を受けた損壊家屋の基礎撤去を実施しておりますが、まだ申請をしておらず、基礎撤去を希望する場合は、2月15日(金)までに建設課に申請してください。不明な点については、問い合わせください。

問い合わせ 建設課 ☎46-1377

志津川市街地における住宅高台移転先
（西・中央・東地区）の参加意向確認について

町では、志津川市街地における高台住宅団地への移転戸数を把握し、造成する全体の面積を確定させるために、志津川市街地への移転を希望される皆さんの参加意向確認の調査を実施しています。

防災集団移転促進事業を利用して、志津川市街地における高台住宅団地への移転をお考えの方は、参加意向確認書*を2月22日(金)までに復興事業推進課へ必ず提出ください。

※参加意向確認書は志津川市街地にお住まいだった皆さんを対象に、最新のデータに基づき送付（1月下旬発送）しておりますが、誤配・未着等によりご迷惑をおかけしている場合は、復興事業推進課までお知らせください。

問い合わせ 復興事業推進課都市計画事業班 ☎46-1379

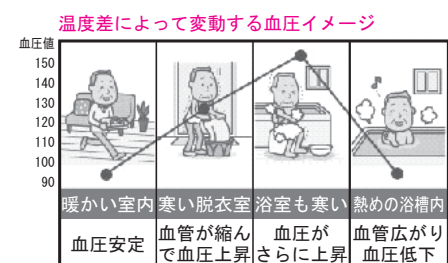
南三陸消防署からのお知らせ

ヒートショックに気をつけましょう
～冬は浴室とトイレで高齢者の急死が急増～

2月は気温の低さもピークに達し、1日を通して寒い日が続きます。この寒い時期はヒートショックに気をつけなければなりません。ヒートショックとは暖房の効いた温かい部屋から廊下、脱衣所等の寒い所に移動をした時に生じる温度変化により、急激な血圧の上昇、下降を引き起こすことをいいます。

心筋梗塞や脳血管障害などにつながりかねない危険な状態と言える

温度差によって変動する血圧イメージ
ので、洗面所や脱衣所を温かくして少しでも温度差を無くすることが大切です。



平成24年消防統計（南三陸消防署管内）

【火災】	種別	建物	林野	車両	船舶	その他	合計
件数	2	1	1	1	3	8	

※火災による死傷者：死者2名、負傷者1名
※火災損害額：2361万8千円

【救急】	署所	南三陸消防署	歌津出張所	合計
出動件数		374	225	599

問い合わせ 南三陸消防署☎46-2677 歌津出張所☎36-2222